

警戒区域から、高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
精神的損害 （日常生活阻害慰謝料）	5,512,000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年11月30日
避難宿泊費	530,000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年7月31日
避難交通費	40,000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年7月31日
一時立入費用	60,000円	自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日
生活費増加費用	529,978円	自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日
弁護士費用	200,160円	
合計	6,872,138円	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として合計金6,872,138円の支払義務のあることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対して第1項記載の損害に対する賠償金として1,600,000円を支払い済みであること、申立人らが被申立人に対してこの既払い金1,600,000円についての清算義務を負っていること及び両者間で次回以降の和解時にこれを清算する予定であることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。ただし、精神的損害を除く。）については、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月29日

（仲介委員 篠崎正巳）